

令和5年度公園及び児童遊園等監査の結果について

地方自治法第199条第9項の規定に基づき、下記の通り監査の結果を公表します。

令和5年5月26日

東京都北区監査委員	佐藤明充
同	戸枝大幸
同	青木博子

記

1 監査期日及び監査対象

5月 8日（月）

王子三丁目児童遊園、豊島公園、栄町ふれあい公園、
十条台橋、中央公園、東中里公園、

5月 9日（火）

岩淵橋、志茂ゆりの木公園、八幡山児童遊園、

2 監査事項及び範囲

監査は、公園5、児童遊園2、橋りょう2、の計9箇所を抽出し、施設管理
状況について概要説明を受けた後、実地監査を行った。

3 監査の主な着眼点

- (1) 公園等の安全対策は適切に行われているか。
- (2) 公園等の施設及び設備の維持管理は適切に行われているか。
- (3) 利用者にとって利用しやすいような配慮は行われているか。

4 監査の結果

各公園、児童遊園、橋りょう、施設管理状況について 概ね良好な状態であ
った。

なお、監査報告書に記載するに至らない軽易な事項については、口頭により
注意を行った。